

「児童の権利に関する条約」パンフレット作成委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 「児童の権利に関する条約」パンフレット(以下「パンフレット」という)を作成するため、『児童の権利条約パンフレット作成委員会』(以下「作成委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作成委員会は、パンフレットの内容について調査研究するとともに、その原案を作成し教育長に報告する。

(組織)

第3条 作成委員会は、12人以内で構成する。

2 委員は、有識者及び小・中学校の教職員の中から教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 作成委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を整理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 作成委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれに当たる。

2 委員長は委員の中から指名をして、パンフレットの編集に当たらせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。